

# 鳥取県公報

昭和二十六年九月三十日  
外　日　曜　日

本報ノ大キサハ國定規格A五判

## 主　要　目　次

◇訓令　鳥取県試験場処務規程

## 訓　　令

- 三　窯　業　部
- 四　醸　造　部
- 五　工　芸　圖　案　部
- 六　染　織　部

◇鳥取縣訓令甲第二十三号

鳥取県工業試験場処務規程を次のように定める。

昭和二十六年九月三十日

鳥取県知事　西　尾　愛　治

鳥取県工業試験場処務規程

第一條　鳥取県工業試験場（以下「本場」という。）に

次の部を置く。

一　庶　務　部

二　製　紙　部

鳥取県工業試験場処務規程

第二條　各部に部長を置き場長が任免する。

第三條　各部の分掌は次の通りとする。

## 一　庶　務　部

- 1　公印の保管に関する事項
- 2　人事に関する事項
- 3　予算及び決算に関する事項
- 4　文書收受発送並びに編さん、保存に関する事項
- 5　土地建物の管理保全及び物品の出納保管に関する事項
- 6　場内警備取締りに関する事項

## 7 他部の主管に属しない事項

## 二 製 級 部

- 1 製紙及びパルプ工業の総合企画並びに運営指導に関する事項
- 2 製紙の試験研究調査に関する事項
- 3 製紙の技術指導並びに講習講話傳習に関する事項
- 4 製紙機械器具の改善検定に関する事項
- 5 加工紙及び紙製品の研究試作に関する事項
- 6 紙検査についての監督指導に関する事項
- 7 その他製紙に関する事項

00831

- 1 酿造工業の総合企画並びに運営指導に関する事項
- 2 酿造工業の原料及び製品の分析試験鑑定に関する事項
- 3 酿造工業の試験研究調査に関する事項
- 4 酿造工業の技術指導並びに講習講話傳習に関する事項
- 5 酿造機械設備器具の改善に関する事項
- 6 その他醸造工業に関する事項

## 五 工芸圖案部

- 1 工芸圖案の総合企画並びに運営指導に関する事項
- 2 工芸圖案の調製並びに配布に関する事項
- 3 商品陳列並びに意匠の研究調査及び指導に関する事項
- 4 工芸品の意匠設計試作並びに鑑定に関する事項
- 5 その他工芸に関する事項

## 六 染 織 部

- 1 染織工業の試験研究調査に関する事項
- 2 染業に關する総合企画並びに運営指導に関する事項
- 3 染業の試験研究調査に関する事項
- 4 染業の技術指導並びに講習講話傳習に関する事項
- 5 染業機械設備器具の改善に関する事項
- 6 その他染業に関する事項

## 三 窯 業 部

- 1 窯業に關する総合企画並びに運営指導に関する事項
- 2 窯業の試験研究調査に関する事項
- 3 窯業の技術指導並びに講習講話傳習に関する事項
- 4 窯業機械設備器具の改善に関する事項
- 5 その他窯業に関する事項

## 四 酿 造 部

- 1 酿造工業の総合企画並びに運営指導に関する事項
- 2 酿造工業の原料及び製品の分析試験鑑定に関する事項
- 3 酿造工業の試験研究調査に関する事項
- 4 酿造工業の技術指導並びに講習講話傳習に関する事項
- 5 酒類機械設備器具の改善に関する事項
- 6 その他醸造工業に関する事項

00832

## 1 繊維工業の総合企画並びに運営指導に関する事項

## 2 繊維工業の試験研究調査に関する事項

## 3 繊維工業の技術指導並びに講習講話傳習に関する事項

## 4 染織機械設備器具の改善に関する事項

## 5 その他染織に関する事項

第六條 場長は毎年四月末日までに前年度における業務功程を知事に報告しなければならない。

第七條 場長に事故があるときは、あらかじめ場長の指定した部長がその職務を代理する。

第八條 本場はその業務について一般の依頼に応ずることができる。

前項の依頼をしようとするものは別に定める手続によるものとする。

第九條 前各條に規定するものほか必要な事項については場長が知事の承認をへて定める。

## 附 則

- 1 この規程は公布の日から施行し昭和二十六年四月一日から適用する。
- 2 鳥取県工業試験場処務規程（昭和十九年七月鳥取県訓令乙第四百十七号）は廃止する。

- 一 職員の事務分掌
- 二 職員の管内出張
- 三 職員の管外出張但し即日帰庁の場合に限る
- 四 職員の欠勤、休暇、私事旅行
- 五 製作品の処分
- 六 機械器具並びに参考品の貸与
- 七 場名又は場長名による文書の往復
- 八 傷病生の入退所
- 九 前各号の外輕易な事項